

## 特別利用保育該当申告書

下記の該当に☑をして、必要事項を記入してください。

1 幼稚園への入園を希望する。

※ 各幼稚園へ直接問い合わせ・申込みをしてください。

2 特別利用保育指定園への入園を希望する。

※ 令和7年度の特別利用保育指定園は小宮、新村、湊東、安曇、乗鞍です。特別利用保育指定園でも定員に余裕がない場合は、入園決定ができない場合があります。

※ 特別利用保育指定園は、教育施設の整備状況や定員に対する空き状況によって毎年度変わる可能性があります。

3 特別利用保育指定園と自宅との距離が遠く、また下記の理由により幼稚園を希望しないため、可能であれば現在の保育園で特別利用保育を希望する。

**下記(1)~(3)のいずれかに☑が入らない場合は、指定園以外の保育園で特別利用保育を希望することはできません。**

(1) 幼稚園を希望したが、定員が一杯であり、入園決定にならなかった（もしくは申込みができなかった）ため。

(2) 幼稚園の特色や教育の方針が家庭の意向と合わないため。

(3) 幼稚園と自宅との距離が遠い、又は通園が困難なため。

希望園 \_\_\_\_\_ 入園希望児童 \_\_\_\_\_ (生年月日 平成・令和 年 月 日)

令和 年 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_

### 《特別利用保育の注意事項》

- 1 希望する保育園やクラスに余裕がない場合は入園できません。特に3歳未満児に関しては定員に余裕がなく、受入態勢が整わないため、特別利用保育の受入れはできません。
- 2 特別利用保育受入可能園でも定員に余裕がない場合は、入園決定ができない場合があります。
- 3 特別利用保育受入可能園は、教育施設の整備状況や定員に対する空き状況によって毎年度変わる可能性があります。